

議案第61号

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月24日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

和歌山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和歌山市国民健康保険条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条の3中「第15条」の次に「及び第15条の2の2」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第11条の6中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第11条の6の2中「第15条」の次に「及び第15条の2の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第11条の6の10中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第15条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第4項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第5項中「630,000円」を「650,000円」に改める。

第15条の2の2を第15条の2の3とし、第15条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第15条の2の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の5又は第11条の6の8」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の5第2項」と、第2項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第15条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

（1）第11条又は第11条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第15条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た

額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第11条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）

- 5 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の5」とあるのは「第11条の6の5又は第11条の6の8」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の6の5第2項」と、第5項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条の3（同条第1号及び第2号に係る部分を除く。）、第11条の6、第11条の6の2（同条第2号に係る部分を除く。）、第11条の6の10、第15条及び第15条の2の2の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。